

# 青少年自然体験活動等の推進に関する法律案 概要

「青少年自然体験活動等」とは、青少年が農山漁村等の自然豊かな地域に滞在し、地域の住民と交流しつつ、自然体験活動、農林漁業体験活動、地域の伝統文化に触れる活動等を行うこと（学校の教育活動で行うものを含む）をいう。（第2条）

【意義】①生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養い、人と人とのつながりの大切さを認識し、農林漁業の意義を理解すること等により、青少年が生きる力を育み、②その実施を受け入れる農山漁村等の活性化及び都市と農山漁村等相互の共感の醸成に寄与する。

## 基本理念

（第3条）

青少年が生きる力を育むことを目指し、小学校等における教育活動としておおむね一週間程度の期間にわたり行われるものをはじめとして多様な形態により行われることを通じて、あらゆる青少年に参加の機会が提供されるように、実施されること

農山漁村等の若者等の住民の創意工夫を生かし、関係する多様な者の参加と協力の下に、実施されること

青少年に対しできる限り多くの参加の機会を与えることができるよう、運営者、実施を支援する者等の人材の確保、実施場所の整備及び実施内容の充実を図ること

保健管理及び安全の確保が図られること

国際的な交流が図られること

## 基本方針等

（第9条・第10条）

文部科学大臣、農林水産大臣、総務大臣及び環境大臣は、青少年自然体験活動等の推進に関する基本方針を策定

都道府県及び市町村は、基本方針を踏まえ、青少年自然体験活動等の推進に関する計画の策定に努める

## 施策の概要

（第11条～第19条）

学校教育活動における適切かつ体系的な機会の確保

実施を支援する者の育成及び確保等

現地指導者の確保、集団宿泊の場所の確保、体験活動を行う施設・場所の保全等の受入体制の整備

保健管理及び安全の確保に係る取組

民間事業者への情報提供その他の援助

関係者相互の連携協力体制の整備

成果等に関する調査研究の推進等

国民の理解と関心の増進

国際的な交流に係る取組への支援

## 推進会議等

（第20条・第21条）

政府は、青少年自然体験活動等推進会議を設置

都道府県及び市町村は、協議会の設置に努める

※ 公布日から施行（附則）